

転出・転居等の手続について

異動内容 手続き先	市外への 転出	市内の転居		その他 (改姓等)
		学区内	学区外	
学 校	入学予定の学校への連絡はおりません。(教育委員会から連絡します。)			
岩 沼 市 役 所	市民課で転出の手続きをする。	市民課で転居の手続きをする。	市民課で転居の手続きをする。	市民課で変更の手続きをする。
岩沼市教育委員会	市民課から届出書の写しをもらい、教育委員会に持参する。	市民課から届出書の写しをもらい、教育委員会に持参する。	市民課から届出書の写しをもらい、教育委員会に持参し入学通知書を受け取る。	市民課から届出書の写しをもらい、教育委員会に持参する。
転出先の役所等	住民登録担当窓口へ転入の手続きをする。			
転出先の教育委員会	入学通知書を発行してもらう。			
転出・転居先の学校	入学通知書を持参し、入学の手続きをする。		入学通知書を持参し、入学の手続きをする。	

※異動があった場合には、必ず教育委員会に連絡願います。

※入学通知書は、**令和4年1月12日(水)**(予定)に教育委員会から保護者に送付します。

(市町村によって入学通知書の発行時期は異なるため、転出の場合、詳細については各市町村へお問合せください。)

お問合せ先：岩沼市教育委員会学校教育課 電話 0223-22-1111(内線565)